

議第32号

京都市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及びその分園」を削る。

別表京都市楽只保育所の項中「京都市北区紫野北花ノ坊町18番地」を「京都市北区紫野西舟岡町2番地」に改め、同表京都市楽只保育所船岡分園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

京都市楽只保育所の位置を変更するとともに、同保育所船岡分園を廃止する必要があるので提案する。